

2025 年 1 月 10 日

## 男女共同参画会議（第 74 回） 女性活躍の更なる推進等に対する意見書

日本労働組合総連合会  
会長 芳野 友子

女性活躍の更なる推進等に関し、下記のとおり意見いたします。

### 記

- 女性活躍推進法により、国や地方自治体などの特定事業主においても、一般事業主同様に情報公表が義務づけられているが、情報の掲載先が各省庁・地方自治体に任されており、省庁・地方自治体にもよるが、容易に閲覧できるとは言い難く、問題である。資料 1 p.4 の「公務部門における女性活躍の推進に関する法令等の見直しの方向性（概要）」において、見直しの方向性として「女性の職業選択に資する情報公表の充実」が示されており、一般事業主においては「女性の活躍推進企業データベース」の利用促進により、一覧性を高める方向で取り組みが進められている。それらを踏まえ、国や地方自治体においても、例えば、省庁については内閣府が、地方自治体については総務省が一括して情報を掲載し、一般事業主同様に、横断的に取り組みを把握できるようにすることで、求職者を含む閲覧者の利便性を向上させるとともに、全体として切磋琢磨による好循環を促し、女性活躍をより加速することをめざすべきである。
- 資料 2 において、新設する独立行政法人男女共同参画機構（仮称）の研修は、「施設設置型法人とせず、全国各地におけるアウトリーチ型研修や、オンラインでの研修、研修・教育プログラムの提供などを行う」とされている。アウトリーチにあたってはこれまで参加していなかった層に研修を提供することは容易ではなく、研修棟・宿泊棟廃止に伴う施設規模縮小により、業務内容が後退することはあってはならない。また、新法人の設立は独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）に対し、男女共同参画会議が以前から求めてきた法令上の位置付けを付与する内容だが、法案提出の直前まで情報提供がなされなかった。女性活躍に関する重要な事項は、男女共同参画会議に対し丁寧な情報提供をお願いしたい。
- 選択的夫婦別氏制度について、資料 3 - 1 の通り、国連女性差別撤廃委員会から 4 度目の勧告が行われた。男女不平等を是正し、人権の尊重、個人の尊厳を基底に置いた社会実現のため、選択的夫婦別氏制度を早期に導入すべきである。  
また、働き方などに中立的な社会保険制度をめざすためにも第 3 号被保険者制度の将来的な廃止について、早期に検討を進めるべきである。

以 上